

建設業退職金共済制度において、共済契約者が被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付する方法に加え、電磁的方法による掛金納付が可能となるよう、検討を行う。

特定業種退職金共済制度とは

共済証紙を金融機関を通じて購入 ※現行では建設業、清酒製造業及び林業

(独) 勤労者退職金共済機構 (掛金を運用)

特定業種※の中小企業事業主

退職金を支給

業界引退時に退職金を請求

雇用日数に応じ共済手帳に共済証紙を貼付

期間雇用で特定業種※に従事することを常態とする労働者



(共済証紙)

現行の掛金納付方法 (証紙貼付方法) と課題

共済契約者 (事業主) が金融機関窓口で共済証紙を購入し、被共済者 (労働者) に賃金を支払うつど、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によって掛金を納付している。



(共済手帳)

課題

- 制度を運営する (独) 勤労者退職金共済機構において、共済証紙の貼付状況を共済手帳提出時 (手帳の更新時等) しか把握できない。
- 販売された証紙と貼付された証紙の枚数に差が生じる。 等

対応

- 証紙貼付方法と並存する掛金納付方法として、ペイジー (※) 又は口座振替といった電磁的な方法による掛金納付を可能とするよう、中小企業退職金共済法の改正を検討
 - (独) 勤労者退職金共済機構において、平成30年1月～6月に、ペイジー等を活用した掛金納付に係る実証実験を実施
- ※ 国民年金や税金、各種料金等の支払いをいつでもPCやスマートフォン・携帯電話、ATMからできるサービス

(参考) 関連条文及び(独) 勤労者退職金共済機構中期目標における関連記述

中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)(抄)

(掛金)

第四十四条

1～3 (略)

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

5 (略)

独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標(第4期)(抄)(平成30年4月～平成35年3月まで)

4 業務の電子化に関する取組(関係部分抜粋)

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

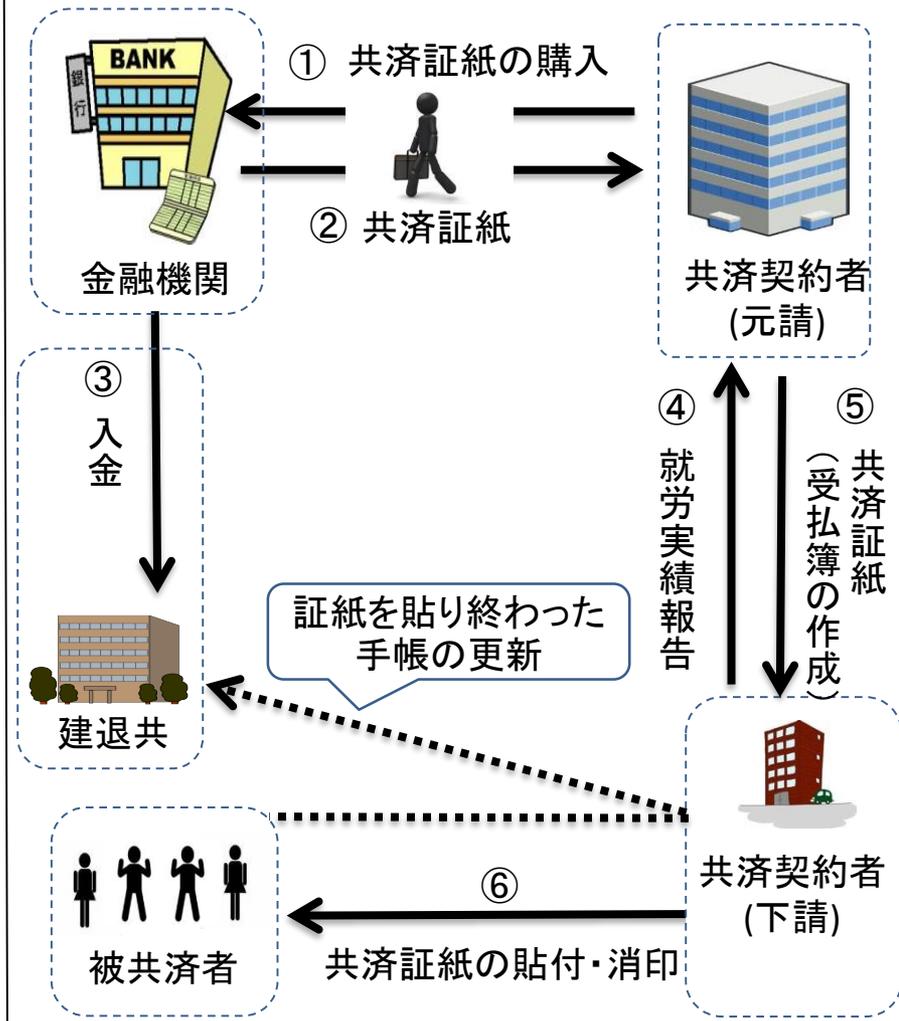
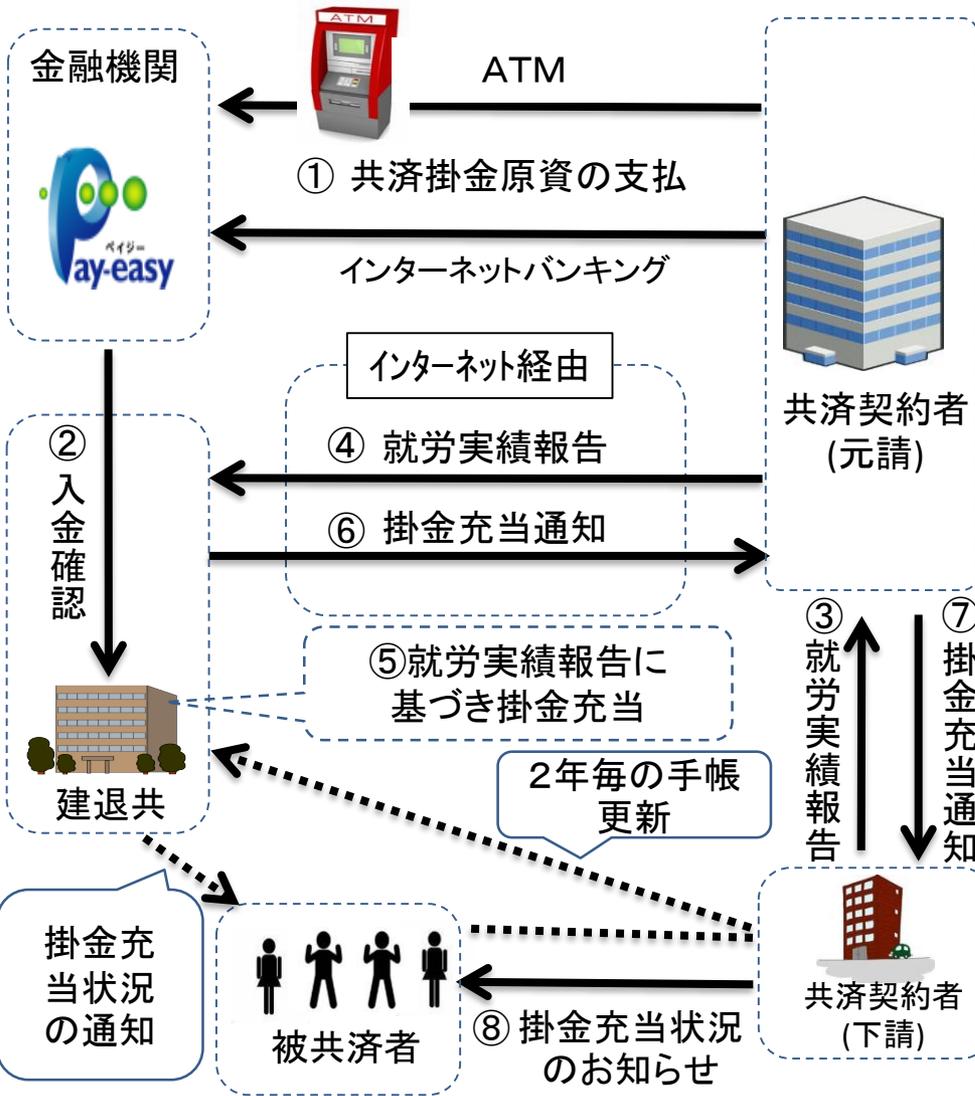
【指標】

建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果をとりまとめること。

電磁的方法（ペイジーの場合）と証紙貼付方法の比較

電磁的方法

証紙貼付方法（現行）



【電磁的方法のメリット】

- 金融機関窓口での共済証紙の購入や共済手帳への貼付、消印等の共済契約者の事務がなくなる。
- 共済契約者からの就労実績報告に基づき、(独)勤労者退職金共済機構が被共済者に掛金を充当するため、(独)勤労者退職金共済機構は、掛金納付状況を適時に把握することができる。

(独) 勤労者退職金共済機構における 実証実験（電磁的方法による掛金納付）の概要

検証の内容

(1) 電磁的方法による共済掛金原資の支払及び管理等の手続き

① 共済契約者による、電磁的方法（ペイジー及び口座振替）を用いた、共済掛金原資の（独）勤労者退職金共済機構への支払手続き

※ 共済掛金原資の支払に代えて、購入済みの共済証紙を（独）勤労者退職金共済機構に送付することによることも可能とした。

② （独）勤労者退職金共済機構における、支払われた共済掛金原資の確認・管理等に係る手続き

(2) 実証実験システムによる就労実績報告及び掛金充当手続き

① 共済契約者による、（独）勤労者退職金共済機構の電子システムを経由した被共済者の就労実績報告に係る手続き

② （独）勤労者退職金共済機構による、就労実績報告に基づいた共済掛金充当手続き

※ 実際の掛金納付は、（独）勤労者退職金共済機構が、被共済者の就労実績を基に、共済証紙の共済手帳への貼付・消印等の事務を代行することにより実施

参加企業数等の実績

- ・参加企業数：元請企業19社（下請企業72社）、複数の工事現場を対象として実施
- ・実施期間：平成30年1月から6月
- ・就労実績報告実績：下請72社の被共済者652人について、就労報告人数626人、就労報告日数6,969日分
※平成30年8月末現在

結果及び今後の予定

実証実験の結果や実証実験参加者の意見等を踏まえれば、電磁的方法を導入することは可能であり、利便性の向上やシステムトラブル対応等の課題に更に取り組む必要があるという方向で、近く、（独）勤労者退職金共済機構に設置した有識者の検討会において、取りまとめを行う予定。